

奈良県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、東吉野村選挙管理委員会から報告があった。

令和四年四月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
三尾区民センター	吉野郡東吉野村大字三尾一〇九七番地の一